

# 一般社団法人日本小児神経学会 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人日本小児神経学会 (The Japanese Society of Child Neurology) と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会の主たる事務所は、東京都新宿区余丁町8番16号に置く。

(目的および事業)

第3条 本会は、小児神経学の診療と研究を促進し、それによって国民の健康増進をはかることを目的とし、そのために小児神経学に関する診療・教育・研究の充実に寄与し、会員相互の連絡、内外関連機関との連絡をはかるため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 機関誌およびその他の刊行物の発行
- (3) 国内ならびに国外の関係団体との協力活動
- (4) 専門医の認定事業
- (5) 国民に小児神経疾患について啓発するための社会活動
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(地方会)

第4条 本会の目的を達成するために本会の定める地方会を置く。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、官報に掲載する。

## 第2章 基 金

(基 金)

第6条 本会は、会員または第三者に対し、基金の拠出を求めることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 拠出された基金は、本会が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第8条 拠出者に返還する基金の総額につき理事会において協議した後、評議員会が議決したところに従って返還する。

## 第3章 会 員

(会員の種別)

第9条 本会の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 一般会員 本会の目的に賛同し、小児神経学に関連のある診療・教育・研究に従事している者
- (2) 臨時会員 本会の目的に賛同し、小児神経学に関連のある診療・教育・研究に従事している者で単年度の会員になる者
- (3) 外国人会員 本会の目的に賛同し、小児神経学に関連のある診療・教育・研究に従事している外国在住の外国籍者
- (4) 名誉会員 本会に特に功績のあった者の中で、理事会の推薦にもとづき、評議員会の承認を受けた者
- (5) 海外名誉会員 外国人で、本会のために特に貢献した者の中で、理事会の推薦にもとづき、評議員会の承認を受けた者
- (6) 賛助会員 本会の目的に賛同し、本会の事業を賛助しようとする者

(入会手続き)

第10条

- 1 一般会員になろうとする者は、評議員1名の推薦を受け、規定申込用紙に必要事項を明記し、別に定める会費を添えて本会事務所に申込みのうえ、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 臨時会員になろうとする者は、一般会員1名の推薦を受け、規定申込用紙に必要事項を明記し、別に定める会費を添えて本会事務所に申込みなければならない。
- 3 外国人会員になろうとする者は、評議員1名の推薦を受け、規定申込用紙に必要事項を明記し、別に定める会費を添えて本会事務所に申込みのうえ、理事会の承認を受けなければならない。
- 4 賛助会員になろうとする者は、規定申込用紙に必要事項を明記し、別に定める会費を添えて本会事務所に申込みのうえ、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

第11条 会員は、学術集会に参加・研究発表を行い、機関誌「脳と発達」「Brain & Development」の配布を受けるほか、各種事業に参加し、また、その報告を受ける。

(会員の経費負担義務)

第12条

- 1 会員は、本会の経費を負担しなければならない。
- 2 会員が負担すべき経費は、別に定める会費によるものとする。ただし、名誉会員および海外名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても、これを返還しない。

(資格喪失)

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会を本会事務所に申し出たとき
- (2) 特別の理由なく会費を2年以上滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(退 会)

第14条 本会を退会しようとする者は、会費完納のうえ、その旨をその年度末までに本会事務所に通知しなければならない。

(除名、罰則)

第15条 会員が、本会の趣旨に背き、本会の名誉を著しく汚したときには、評議員会の議決により、これを除名・資格停止・戒告することができる。

(社 員)

第16条 本会の一般社団法人および一般財団法人法に関する法律(以下「一般社団・一般財団法人法」という)に定める社員は、一般会員の中から選任される評議員とする。

## 第4章 役員および役職

(役 員)

第17条 本会には次の役員を置く。

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 理 事 長     | 1名              |
| (2) 理 事       | 21名以内(理事長1名を含む) |
| (3) 監 事       | 2名              |
| (4) 評議員       | 員数については別に細則に定める |
| (5) 学術集会会長    | 1名              |
| (6) 学術集会次期会長  | 1名              |
| (7) 学術集会次々期会長 | 1名              |

(選出方法)

第 18 条

- 1 評議員は、別に定めるところに従い、一般会員の中から、評議員の推薦により、理事会および評議員会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 2 理事長は、理事会において選定する。この場合において、理事会は、評議員会の決議により理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法による。
- 3 理事および監事は、別に定めるところに従い、評議員の中から、評議員会において選任する。
- 4 各役員および役職の選任については、いずれも評議員会の承認を受けなければならない。
- 5 学術集会会長は、評議員会の議決により選任する。ただし、会長に事故があった場合は、理事長が理事会の承認を得て、後任者を選任する。

(任 期)

第 19 条

- 1 評議員の任期は、選出された学術集会の終了時より次回学術集会終了までとする。また、学術集会時より前の評議員会において選出された場合の任期についても、直後の学術集会終了時より次回学術集会終了までとする。
- 2 理事の任期は、選任後 2 年内の最終の評議員会終結の時までとし、任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 監事の任期は、選任後 4 年内の最終の評議員会終結の時までとする。
- 4 理事長および理事の再任は、これを妨げない。ただし、理事長については連続 4 年、理事については連続 8 年を超えて再任されないものとする。
- 5 学術集会会長の任期は、選出された評議員会の終了より開催担当学術集会の終了までとする。
- 6 役員および役職の定年は 65 歳とする。
- 7 理事長が前条 2 項の定めにより評議員会において理事長に推薦された場合は、第 4 項に定める理事の再任制限及び前項に定める定年の規定は適用しない。

(職 務)

第 20 条

- 1 理事長は、本会を代表し、会務を統括する。本会は、理事長をもって一般社団・一般財団法人法に定める代表理事とする。理事長は、自己の職務の執行の状況を、事業年度毎に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上理事会に報告しなければならない。
- 2 学術集会会長は、学術集会を主宰する。
- 3 評議員は、評議員会を組織し、重要会務を審議決定する。
- 4 理事は、理事会を組織し、事業計画の立案、本会の運営などの会務を執行する。
- 5 監事は、会務を監査する。

(報 酬)

第 21 条 本会の役員および役職は、無報酬とする。

## 第 5 章 会 議

(会議の種別)

第 22 条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会
- (2) 理事会

(評議員会)

第 23 条

- 1 評議員会は、評議員をもって構成し、理事長がこれを招集する。
- 2 本会は、評議員会をもって一般社団・一般財団法人法に定める社員総会とし、会務につき審議・議決する。
- 3 評議員会は、定時評議員会と臨時評議員会の 2 種とする。
- 4 評議員現在数の 5 分の 1 以上の申し出があった時は、理事長は評議員会を開催しなければならない。

- 5 評議員会の成立には、評議員現在数の2分の1以上の出席を必要とする。ただし、出席する他の評議員に書面をもって票決を委任した者は出席者とみなす。なお評議員でない会員も評議員会に出席し、意見を述べることができる。ただし議決には加わらない。
- 6 評議員会の議長は、理事長とする。
- 7 評議員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、理事長が署名（又は記名押印）しなければならない。

(理事会)

#### 第24条

- 1 理事会は、理事および監事をもって構成し、理事長がこれを招集する。ただし、会長、次期会長および次々期会長は、理事会に出席し、意見を述べるができる。また、理事長は、必要に応じて、庶務幹事等を出席させることができる。
- 2 理事会は、必要に応じて、随時開催する。
- 3 理事会の成立には、理事の2分の1以上の出席を必要とする。
- 4 理事会の議長は、理事長とする。理事会の決議の目的である事項について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。
- 5 理事会の議事については、議事録を作成し、理事長および監事が署名（又は記名押印）しなければならない。

## 第6章 委員会

(委員会)

第25条 本会は、事業の遂行のために、必要に応じて、各種の委員会を設置することができる。

(委員会の設置)

#### 第26条

- 1 委員会の設置および廃止は、理事会において議決する。
- 2 委員会に関し必要な事項は別に理事会で定める。

## 第7章 会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の財産をもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 資産より生ずるもの
- (4) 事業にともなう収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は、理事長が管理し、その方法は、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算)

第30条 本会の収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会および評議員会の承認を受けなければならない。

(決算)

第31条 本会の収支決算は、毎事業年度終了後3カ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配)

第32条 本会は、剰余金が生じた場合においても、当該剰余金の分配は行わない。

(事業年度)

第 33 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

## 第 8 章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会において、評議員現在数の 3 分の 2 以上の賛成により変更することができる。

(解 散)

第 35 条 本会は、評議員会において、評議員現在数の 3 分の 2 以上の賛成により解散することができる。

(残余財産)

第 36 条 本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人または国若しくは地方公共団体に寄付する。

## 第 9 章 補 則

(規定外事項)

第 37 条 本定款に規定されていない事項は、一般社団・一般財団法人法およびその他法令ならびに別に定める細則によるものとする。

平成 19 年 7 月 6 日 作成  
平成 19 年 9 月 20 日 認証  
平成 19 年 11 月 1 日 法人設立  
平成 20 年 5 月 28 日 改訂  
平成 21 年 5 月 27 日 変更  
平成 23 年 5 月 25 日 変更  
平成 25 年 5 月 29 日 変更  
平成 26 年 5 月 28 日 変更  
平成 27 年 5 月 27 日 変更  
平成 28 年 6 月 2 日 変更  
平成 29 年 6 月 14 日 変更  
平成 30 年 5 月 30 日 変更  
令和 2 年 5 月 27 日 変更  
令和 5 年 5 月 24 日 変更

# 一般社団法人日本小児神経学会 定款施行細則

(会 費)

## 第1条

年会費は、次のように定める。

(1) 一般会員 (および臨時会員)	年額	15,000円
(2) 外国人会員	年額	15,000円
(3) 評 議 員	年額	16,000円
(4) 理 事	年額	17,000円
(5) 賛助会員	年額	50,000円

(評議員の選出)

## 第2条

- 1 評議員の定数は、一般会員15名に1名の割合とする。
- 2 新たに評議員を推薦する場合には、所定書類を推薦理由書とともに、事務所へ提出するものとする。
- 3 評議員の選出にあたっては、地区別分布、専門領域別を配慮するものとする。ただし、評議員が選出されなかった都道府県については理事長が評議員を推薦し、評議員会の承認を受けるものとする。
- 4 前3項によって選出された者のほか、関連分野の学会の推薦を受けて、理事長は各学会ごとに若干名の評議員を委嘱することができる。

(理事長・理事および監事の選出)

## 第3条

- 1 理事の定員は21名以内とし、うち関連分野の理事4名以内は理事会で選考する。
- 2 理事は2期目は評議員会で承認された上で再任される。理事の選挙は4年ごとに行うこととし、2年ごとに半数を改選する。ただし、関連分野の理事はこの限りではない。
- 3 理事に欠員を生じた場合は、前回選挙の次点者を繰り上げ当選とする。原則的に、任期は欠員となった理事の残りの任期とする。
- 4 理事長は2年ごとの理事選挙後、評議員会にて立候補表明をうけて選挙する。現職の理事長の在任期間が2年以内の場合は、当該理事長は理事長選挙に立候補できるものとし、評議員会において理事長に推薦された場合で、定款第19条7項の規定に該当する場合には、特任として理事に選任する。
- 5 監事は評議員の中から2名、理事会で推薦する。
- 6 評議員は毎年再任されるが、5年ごとにその実績を評価される。

(地方会の設置)

第4条 次の各号に該当するものを地方会として承認する。

- (1) 会員の過半数が日本小児神経学会会員をもって構成されていること
- (2) 年1回以上定期的に学術集会を開催していること

(庶務幹事)

## 第5条

- 1 理事長の職務を補佐するため庶務幹事を置く。
- 2 庶務幹事は、理事長が評議員より選任する。
- 3 庶務幹事の任期は2年とする。

(変更)

第6条 本細則を変更するには、理事会で議決のうえ、評議員会の承認を要する。